

## 11 第二次人権が尊重される三重をつくる行動プラン(平成 23 年 3 月策定) 〈抜粋〉

人権施策 406

外国人

### 【めざす姿】

外国籍を持つ県民が、教育、医療、労働等の生活に関して、行政等による十分な情報や支援を得るとともに、自国の文化や習慣、価値観などが尊重され、地域の活動や方針決定等へ参加・参画しています。

外国人と日本人が、互いに文化や習慣、価値観の違いなどの文化背景の多様性を認めあい、ともに地域の一員として、尊敬しあい、差別や偏見のない環境のもとで、安心して暮らしやすい社会づくりを進めています。

### 【現状と課題（第一次行動プランの取組を踏まえて）】

外国人住民のコミュニケーションに関する課題の解決に向けて、FM放送やホームページで外国語による行政・生活情報を提供するとともに、市町等と連携して日本語支援ボランティア活動にかかる研修会を開催し、人材育成に努めました。

また、外国人住民のための多言語による相談や法律相談窓口を設置するとともに、行政窓口等で通訳がいなくても事務対応ができるよう「指差し会話集」を作成・普及する等、支援を行いました。さらに、日本での職業を案内する多言語ツール「外国人の子どもにむけたキャリアガイド」を、市町とともに作成し、将来の自立に向けた支援を行いました。

しかしながら、近年の経済状況の悪化に伴い、外国人住民に対する就業支援が喫緊の課題となっており、就業に結びつけるための日本語研修や、外国人住民アドバイザーによる専門的な相談会を開催しました。

また、外国人住民の子どもが将来、社会の構成員として、ともに生活していくことができるよう支援することが大切です。このため就学の状況を把握し、不就学<sup>※1</sup>の状況となっている家庭への就学案内等の取組をさらに充実させる必要があります。また、学校に対しては、外国人児童生徒巡回相談員の派遣等を通じて、学校生活への適応や、日本語で学習する力（学習言語としての日本語能力）の習得を支援しました。

### 【取組方向】

#### 1 多文化共生社会における相互理解のための教育・啓発の推進

- ① 多文化共生への環境づくり（国、県、市町、住民組織、NPO・団体等、企業）
  - ・国籍や民族等の異なる人々が、お互いの文化的違いを認め合い、対等な関係のもとで地域社会の構成員として安心して共に生きていける多文化共生社会の実現に向けて、さまざまな機会を利用して、啓発を行います。
  - ・東海3県1市と地元経済団体が協力して策定した「外国人労働者の適正雇用と日本社会への適応を促進するための憲章」<sup>※2</sup>が普及されるよう、企業等へ働きかけを行います。

国際理解教育及び国際理解等に関する啓発の推進（国、県、市町、学校等、NPO・団体等）

外国人と日本人が、学校や職場等の社会のさまざまな場面においてお互いの違いを尊重し合い、学び合い、相互に協力する雰囲気を作り、異文化理解や地球的視野の拡大、人権感覚の涵養等、国際理解教育及び国際理解等に関する啓発を一層進めます。

外国人住民に関する歴史や現状等についての学習・啓発の推進（国、県、市町、学校等、NPO・団体等）

外国人住民が、日本で暮らすことになった歴史的経緯や社会的背景、現状等についての学習・啓発を進めます。

## 2 外国人住民の社会生活における支援の充実

外国人労働者への支援の充実（国、県、市町、企業）

- ・法令等の規定に基づき事業主に対して、外国人労働者の労働条件の適正化をはかります。また、相談体制を充実し、労働に関するトラブルを未然に防止するとともに、労働委員会等のあっせんや裁判所の労働審判等を紹介するなど、外国人労働者を支援します。
- ・失業した外国人労働者に対して、日本語学習機会の提供や各種制度の情報提供等、就業に結びつくよう支援を行います。

外国人住民に対する保健・医療・福祉等の環境整備（国、県、市町）

外国人が地域で安心して生活するためには、疾病等の予防とともに、円滑に医療を受けられる環境の整備が重要です。そのため、保健、医療、医療保険等の制度やしきみを周知し、外国人住民が利用しやすい環境づくりを促進します。

外国人住民への情報提供、相談窓口の充実（国、県、市町、NPO・団体等）

多言語による生活情報をインターネット上に掲示するなど、外国人が地域で安心して生活できるよう情報提供の充実をはかります。また、相談事業についても弁護士・行政書士等による専門相談を行うなど、より一層の充実をはかります。

さらに、外国人住民とのコミュニケーションの促進をはかるため、日本語学習機会の提供や「やさしい日本語」の普及を行います。

外国人住民の居住の安定確保に関する支援（県、市町、住民組織、企業、NPO・団体等）

多様な主体が連携（居住支援協議会）して、外国人住民の住居確保のための情報提供等の支援を行います。また、外国人住民が、地域の生活ルールを学ぶ機会を増やし、地域住民との相互理解が促進されるよう働きかけます。

外国人住民への防災に関する支援（県、市町、住民組織、NPO・団体等）

災害発生時に備えて、外国人住民への防災啓発や災害情報伝達体制の整備、被災した外国人住民を支援するボランティアの育成などの支援を行います。

## 3 外国人の権利擁護と社会参画の促進

外国人住民による行政への参画の促進（国、県、市町）

外国人住民の意見を行政に反映させていくため、外国人住民の各種審議会委員等への登用等、

さまざまな機会をとらえ外国人の意見を行政に反映させやすいしくみをつくっていきます。

#### 外国人児童生徒への教育支援（国、県、市町、学校）

- ・市町教育委員会や学校等と連携して、初期適応指導の充実をはかります。また、外国人児童生徒が在籍する学校等への巡回指導員の派遣や、電話等による教育相談窓口を設置するなどの支援を行います。
- ・就学に関する情報不足や保護者の不安定な生活環境等のさまざまな理由で、外国人児童生徒が不就学等とならないよう取り組みます。
- ・多言語ツール「外国人の子どもに向けたキャリアガイド」や先輩たちのメッセージを紹介する「キャリアガイドDVD～可能性は無限大～」を活用し、外国人児童生徒の進路支援を行います。

#### 学習内容・方法及び教材の開発・普及、研修の充実（国、県、市町、学校等、NPO・団体等）

外国人児童生徒への日本語指導や国際教育等に関する学習内容・方法及び教材の開発・普及、研修の充実に努めます。

### 【みんなの取組】

#### 県民一人ひとり

県民一人ひとは、外国人も日本人も同じ地域社会の構成員として、互いに文化や習慣、価値観等を尊重し合いながら、ともに地域のための活動等に参画していくことが期待されます。

#### 多様な主体

区分	期待される役割、取組等
住民組織	地域の多様な活動のなかで、外国人住民が家庭や地域でともに生活できるような環境づくりを進めることが期待されます。 特に、地域に暮らす外国人住民には、言葉の問題等があることを前提に、災害時をはじめ、生活上のさまざまな問題について、地域として可能な支援を行うことも求められます。
NPO・団体等	外国人住民が、安心して地域や家庭等で暮らしていくための通訳サービス、相談事業等各種サービスの提供主体となることが期待されます。 行政機関等と協力して、外国人や多様な外国の文化や価値観に対する理解を広めるための啓発活動を行うことも求められます。
企業	外国人労働者の人権に配慮した働く環境の整備や、地域社会参画の支援、人権教育を進めることも求められています。
学校等	外国人児童生徒が、生き生きと学び、生活していけるような学校環境の整備、教育の推進が期待されています。 特に、語学上の問題を抱える児童生徒への支援や本人が自国の文化等に触れる機会をもつことを尊重するとともに、周りの児童生徒にも理解を深める機会を意識的にもつこと等が求められています。

(行政)

国	<p>国全体の施策推進の考え方にに基づき、また人権に関するさまざまな条約や人権をめぐる国際的な動向に配慮し、国としての取組を進めるとともに、県、市町への支援や連携・協働による取組を行うことが期待されます。</p> <p>特に、外国人の権利を擁護し、参画の権利を行使することができるような制度や仕組みの構築等、環境の整備を進めることが求められます。</p>
県	<p>「三重県国際化推進指針」に基づき、外国人住民が、安心して地域や家庭等で暮らしていくための各種サービスの提供を促進するため、多様な主体との連携・協働による取組を進めます。</p> <p>外国人とその文化や価値観等に対する県民の理解を広めるための啓発活動を行います。</p>
市町	<p>地域の多様な主体との連携・協働により外国人と日本人が、ともに、自分らしく、豊かに暮らしていけるような地域社会づくりを進めることが期待されます。</p> <p>そして、外国人住民に対して市町が提供すべき行政サービスを的確に行っていくことも求められます。</p>

注：外国人に関する表記について

本行動プランは、「外国人」の対象に、一時的に滞在する外国人も含めています。また、「県民」には、「外国人住民」を含めており、「外国人住民」という言葉には、外国籍の住民だけでなく、日本国籍であっても文化的背景やルーツが外国にある人（国際結婚により生まれた人や日本国籍取得者等）も視野に入れて使用しています。

\*\*\*\*\*

1 不就学

義務教育の就学年齢にある子どもが、公立学校等および外国人学校のいずれにも就学していないこと。

2 外国人労働者の適正雇用と日本社会への適応を促進するための憲章

東海地域（岐阜県、愛知県、三重県、名古屋市）の経済を支える外国人労働者の適正雇用に関し、経済界、企業グループ全体で取り組んでもらうとともに、定住化、永住化が進む外国人労働者が日本社会に適応し、地域住民と共生できるような環境整備などにも自主的に取り組んでいただく契機とするため、地元経済団体の協力を得て、平成20年1月に策定されました。